

# 指定居宅介護支援 重要事項説明書

氷見苑居宅介護支援事業所

## 1. 施設経営及び事業所概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 永寿会
- (2) 代表者名 理事長 木田 幸作
- (3) 設立年月日 昭和 63 年 7 月 2 日
- (4) 法人所在地 富山県高岡市太田 58 番地
- (5) 法人連絡先 TEL : 0766-44-7370 FAX : 0766-44-6686
- (6) 事業所の名称 氷見苑居宅介護支援事業所
- (7) 所長名 前 和弘
- (8) 管理者名 宮下 典子
- (9) 事業所所在地 富山県氷見市藪田 2063 番地
- (10) 事業所連絡先 TEL : 0766-72-8910 FAX : 0766-72-8908
- (11) 事業所番号 指定居宅介護支援事業 第 1670500402 号

## 2. 運営方針

高齢者が要介護状態等になった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

また、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

なお、専門職として、常に公正中立の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行します。

## 3. 従業員の配置

職 種	常 勤	非常勤	備 考
管 理 者	1名		介護支援専門員（兼務）
介護支援専門員	1名(1名)		

## 4. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～土曜日まで（ただし、12月30日～翌年1月3日までを除く。）
- (2) 営業時間 9：00 ～ 17：45（24時間電話対応可能）

## 5. 支援サービスの概要

種 類	支援サービスの内容	提供方法
介護認定の申請代行	介護保険制度を利用できるように利用者に関係機関への連絡調整と手続きをします。	電話・訪問 文章等
ケアプランの立案	利用者、家族の希望を尊重し、利用者の意思に沿った支援サービスが受けられるよう手続きをします。	同 上
情 報 提 供	公的、私的サービスを問わず情報提供します。	同 上
連 絡 調 整	サービス提供事業者等と利用者に連絡します。	同 上

## 6. 支援サービスの利用料金

### (1) 利用料金

要介護の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

### (2) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、解約に係る料金は一切必要ありません。

### (3) その他の料金

認定調査票、主治医の意見書等の請求に伴う費用及び各種記録の写しの作成に要する費用は、実費相当額をいただきます。

## 7. 守秘義務

事業者及び支援サービスの担当者は、支援サービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。ただし、利用者に関わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、情報を提供できるものとします。

## 8. 賠償責任

事業者は、支援サービスの実施に当たって、利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはその限りではありません。

## 9. 緊急時の対応

事業者は、支援サービス提供時に利用者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族に連絡し必要な措置を講じます。

## 10. 事業所選択における紹介や説明

ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明を求めることが可能です。

## 11. サービス提供に関する相談、苦情対応

### (1) 苦情処理の体制及び手順

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付ける為の窓口を設置しています。

当事業所における苦情の受付 ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用下さい。

○苦情受付担当者 宮下 典子（介護支援専門員）

○受付時間：9時～17時 電話：0766-72-8910

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進する為、社会福祉法人永寿会は第三者委員を設置しています。

・網田 勝〔連絡先：氷見市本町 19-18 〕

・矢代 弘成〔連絡先：氷見市藪田 367 〕

・安田 昭司〔連絡先：高岡市太田 4828 〕

### (2) 苦情発生時の対応

苦情受付 全従業員

↓

苦情受付担当 宮下 典子（介護支援専門員）

↓

苦情処理責任者 前 和弘（所長）

### (3) 苦情受付

#### 【行政機関の窓口】

・氷見市市民部 福祉介護課 介護保険担当

住所：氷見市鞍川 1060

電話：0766-74-8066

・氷見市地域包括支援センター

住所：氷見市鞍川 1060

電話：0766-74-8067

#### 【公的団体の窓口】

・富山県国民健康保険団体連合会

住所：富山市下野 995-3 富山県市町村会館内

電話：076-431-9833

・富山県福祉サービス運営適正化委員会

住所：富山市安住町 5-21

電話：076-432-3280

## 12. 虐待防止のための措置

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方等を盛り込んだ虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、職員に対し、年1回以上定期的に虐待の防止のための研修を実施するとともに、新規採用時にも必ず実施するものとする。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

## 13. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上定期的に実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上定期的に実施するものとする。

指定居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して本書面にに基づき、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

説明者 氷見苑居宅介護支援事業所  
介護支援専門員

私は本書面により、事業者から指定居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 :

氏 名 :

代理人 住 所 :

氏 名 :

利用者との関係 ( )